

4月からの天ぷら油の回収方法について

4月からの回収方法は、以下のとおりです。回収時間・方法など若干の変更があります。

新たに、高千出張所・松ヶ崎出張所および島内3か所のクリーンセンターも回収拠点となり、直接の持込が可能になりました。

●市役所本庁・各支所（10か所）での回収

回収日・時間 毎月第4水曜日 午前7時30分～午後5時まで

4月23日	5月28日	6月25日	7月23日	8月27日	9月24日
10月22日	11月26日	12月24日	1月28日	2月25日	3月25日

●高千・松ヶ崎出張所での回収

回収日 ⇒ 本庁・各支所と同じ毎月第4水曜日

回収時間 ⇒ 午前8時30分～午後5時まで

●各クリーンセンター（両津・佐渡・南佐渡）での回収

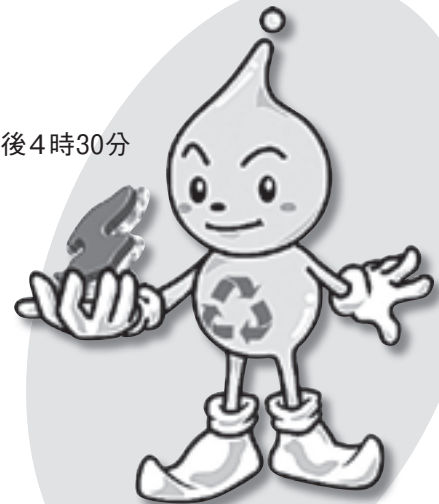
受入日・時間

月～金曜日（12月31日～1月3日、祝祭日を除く） 午前8時30分～午後4時30分

※ただし、毎月第3土曜日は午前8時30分～正午まで受入します。

廃食用油の出し方

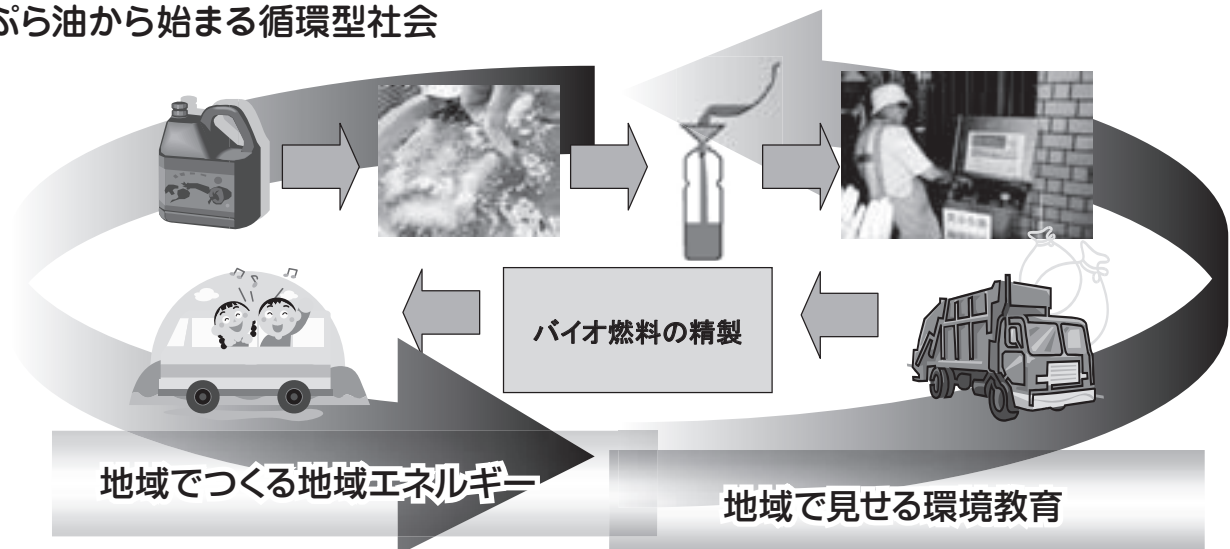
- ・ 使用した天ぷら油を十分にさましてから、油かす等の異物を取り除いて、ビンやペットボトル等に移し替えてください。
- ・ 指定された回収日の回収時間までに回収ステーションまでお持ちください。
- ・ 設置されている回収ボックスの蓋を開けて、廃食油を移し替えてください。（※）原則、回収時の立会いは実施しません。
- ・ 移し替え終わったら回収BOXの蓋を閉めて、お持ちになった空容器は持ち帰り、再度廃食油の回収用としてご利用ください。



佐渡市バイオ燃料
イメージキャラクターエコ丸

お問い合わせ
市役所 企画振興課 ☎63-4152

天ぷら油から始まる循環型社会



使用済み天ぷら油の回収にご協力ください